

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：労働費 項：労政費 目：雇用促進費

事業名 岐阜県立ハローワーク運営事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 労働雇用課 障がい者就労係 電話番号：058-272-1111 (内 3125)

E-mail：c11367@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,009 千円 (前年度予算額：2,251 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,251	0	0	0	0	0	0	0	2,251
要求額	1,009	0	0	0	0	0	0	0	1,009
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

岐阜県障がい者総合就労支援センター (以下「センター」という。)において、就労に関する相談から就職、定着支援に至るまで一貫した支援の実施を可能とするため、職業訓練機能 (障がい者職業能力開発校)、就労支援機能 (障がい者雇用企業支援センター)、定着支援機能 (障害者就業・生活支援センター) に加えて、職業紹介機能を有する県立ハローワークを設置、運営するものである。

(2) 事業内容

地方公共団体が設置する地方版ハローワークとして、国ハローワーク、センター内に併設する、障がい者雇用企業支援センター、障害者就業・生活支援センターとも連携を取り、障がい者の職業紹介事業を行う。

[実施事業]

求人票、求職票の取扱い、職業紹介・あっせん、助成金申請援助等

(3) 県負担・補助率の考え方

全額県負担

(4) 類似事業の有無

特になし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	421	業務旅費
需要費	282	消耗品費、印刷製本費
役務費	106	郵送料等
備品購入費	200	相談者閲覧用パソコン
合計	1,009	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

平成28年の第6次地方分権一括法施行により、地方自治体が国の指導を受けること無く、ハローワークを設置、運営できるようになり、都道府県の設置事業所は増加している。

なお、地方版ハローワークは、各都道府県の政策（IUターン推進、企業誘致等）との連携を重視した職業紹介に取り組む事例が多いが、障がい者の職業紹介に特化した設置事例は無い。

(2) 事業主体及びその妥当性

事業主体は岐阜県。

県では、障がい者を雇用する企業の開拓から就職後の定着支援まで幅広い取り組みをこれまで実施しており、これらの連携強化をさらに図りながら障がい者の就労を総合的に支援するため、就職の要となる職業紹介事業に取り組むものである。

また、障がい者職業能力開発校の訓練生の就職支援を強化するためにも、県として、障がい者への職業紹介を行うことは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

就労を希望する障がい者と、障がい者雇用を希望する企業に対しての、求職・求人紹介の実施。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
障がい者実雇用率	1.74% (H25)	2.02% (H29)	2.14% (H30)	2,17% (R1)	2.30% (R3)	94.3%

※各年6月1日調査より、岐阜労働局調べ

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容

職業紹介に必要となる求人企業の事業所登録、求人登録を進めるとともに、求職をする障がい者への窓口対応、職業紹介を行った。また、障がい者職業能力開発校の訓練生の就職相談に応じ、就職活動の支援を行った。

これと併せて、県立ハローワーク運営に必要となる利用手引き、各種様式等の整備を進めた。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

新型コロナウイルス感染症対策のため、求人活動のための事業所訪問や求職者に向けた利用PRなどを十分に行うことが出来ず、利用実績は予定を下回っているが、今後の県立ハローワークの利用拡大に向けた利用手引きなどのツール整備を進めることが出来た。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	岐阜県における新規求職申込件数は、高い水準を維持しているが、令和3年には障害者法定雇用率が引き上げられる予定であり、国のハローワークに加え、障がい者就労を総合的に支援する拠点施設に地方版ハローワークの設置を行う必要性は高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	新型コロナウイルス感染症対策のため、ハローワークを訪問する利用者の拡大を進めることは困難な状況にあったが、障がい者職業能力開発校の訓練生の就職支援を行うなど、センター設置機関と連携した職業紹介事業を行うことが出来ている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	センター内に併設する各機関と連携して事業を行おうとするものであり、活動人員、求人・求職情報の共有など、既存リソースを最大限に活用することとしている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 最小限の人員で事業を行おうとするものであり、障がい者の職業紹介には、1件当たり、一般求人と比較してかなり長時間の対応が必要であるため、ニーズの増加に対応できなくなる可能性がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 障がい者の総合的な就労支援の要となる事業であるため、継続して実施することが必要である。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	